



お家をリフォームしませんか？

氷川町住宅リフォーム等促進事業

氷川町では、町内の住宅リフォーム等促進事業登録工事店（下表参照）に依頼して住宅リフォーム等工事を行う場合、その経費の一部を補助しています。

この事業は、通算で1回しか補助を受けることができませんが、昨年の熊本地震で被害を受けた住宅で、町が発行する「災証明書で「一部損壊」の判定を受けた住宅については、通算で2回まで（ただし、同一年度内の申請は除く。）補助を受けることができます。補助内容は、工事経費の20%（上限20万円）です。

◆対象者・対象住宅

① 氷川町に住民登録をしており、対象家屋に居住している人

② 本人または配偶者、どちらかの親または子が所有し、本人が居住している町内の住宅。

③ 店舗など併用住宅やマンションなど居住部分のみ。

※アパートなどの貸家、借家は対象なりません。

◆対象工事

① 増築・改築・補修・設備改善などのリフォーム工事および空き家の解体工事。増築の場合は既存建

完了したのものや、登録工事店（下表）以外の業者で施工したものも対象となります。

③ 改修工事にかかる費用が10万円未満でも対象とし、町税などの未納の有無は問いません。

※平成30年3月30日まで。

◆対象とならないもの

① 土地の購入および造成に係る費用

② 広告、看板などの設置に係る費用

③ 外構工事などの住宅本体以外に係る費用

④ 合併処理浄化槽の設置および管路工事に係る費用

⑤ 家電製品、給湯器、エコキュート、家具、車庫や物置の設置・撤去、植木伐採処分など。

詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

商工観光課

☎ 62・2315（直通）

物の面積を超えないこと。

② 年度内に工事が完了し、工事代金の支払いができること。

◆一部損壊住宅の特例措置

① 当該住宅において、これまでこの事業の補助を受けていても対象となります（2回まで）。

※通常のリフォーム事業で1回、一部損壊の災証明書添付によるリフォーム事業で1回となりません。

② 平成28年9月30日までに改修工事に着手したものであれば、すでに工事が

住宅リフォーム等促進事業登録工事店一覧

薄田塗装	祐電	澤田建築	松本建築	マツナガ工芸	竜北設備
森工業	寺田建築	山口工房	(株)沖田	光永左官工業	(株)前田建設
磯崎建築	MJK三好建設	山元塗装	堀井建装	小松建築	前田建築
竹本建築	高岡建築	原田建築	リュウケンホーム	(株)野村工業	山本建築
上田木工所	福田建築	(有)カワマタシステムズ	(株)黒田商会	沼里建築	(株)フルサト電材販売
片山工業	上田タイル工業	マエダ住建	本田建築	村上木工所	四宮材木店
塚本住建	上田工務店	早川住建	(有)峠建設	ぐりーんはうす	(株)竜北建設
鶴田工務店	(有)氷川サッシ	(有)四宮商会	(株)華丸設備工業	(有)もみのき	氷川燃料(有)
橋本住建	中島建築	西河建築	(株)イツセイハウス	野崎建築	塚本建築
(有)稲葉工業	浜田鉄工所	光栄建設(株)	松田塗装工業	和幸建築	タワラ住宅設備
前田設備工業	緒方工業	宮崎建築	(株)氷川総合設備	(有)木屋	(有)角田建築
田中設備工業	高岡工匠	緒方建築	北村建築		

魅力いっぱい農業者年金に加入しませんか？

農業委員会だより

◆「積立方式」の年金ですので、加入者や受給者の数に左右されない、安定した制度です。

◆国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人なら誰でも加入できます。

◆農業の担い手として下の表の要件を満たす人（青色申告者、認定農業者など）は月額で最高1万円の国庫補助を活用した政策支援加入が可能です。

◆支払った保険料は全額、社会保険料の控除の対象となり、所得税や住民税の節税になります。（節税額は、支払った保険料の15～30%程度）

※課税所得が150万円（税率15%）の場合の税額



◆政策支援加入（保険料の補助）対象者と補助額

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の人と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす人で、3年以内に両方を満たすことを約束した人	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1を満たすことを約束した後継者	6,000円 (3割)	

① 農業者年金に未加入
150万円×15%＝22万5千円

② 農業者年金に加入（保険料月額2万円、年額24万円）
（150万円－24万円）×15%＝18万9千円

①－②＝3万6千円節税になります！

◆年金は生涯受給できます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

農業者年金現況届は忘れずに提出を

【宮原地区の人へ】

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

6月1日（木）・2日

農業者年金を受給されている人は、必ず現況届を提出してください。

◆現況届が届く時期は：5月末ごろ、受給権者へ直接「封書」で届きます。

◆現況届の提出時期は：6月30日（金）までに農業委員会へ必ず提出してください。

◆現況届の提出を忘れると・・・

提出がないときは、11月の支払いより、年金が差し止められますので、ご注意ください。

平成28年 氷川町賃借料情報の提供について

平成28年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10アールあたり）は、以下のとおりです。

【田（水稲）の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	17,300円	153

【畑（普通畑）の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	10,000円	2

【畑（樹園地）の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	25,300円	36

※賃借料は、果樹の成木込みの金額。 ※データ数は、集計に用いた筆数である。

【お問い合わせ先】 氷川町農業委員会 ☎ 52-5861（直通）